様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　０２６５００２５２８１

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　京都府宇治市広野町新成田１００番地の１７７

氏　名　　株式会社新関西テクニカ
　　代表取締役　新井　龍達

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長　**重　見　博　子**　京都府山城北保健所長印

許可の年月日　　令和　７　年　１２　月　８　日

許可の有効年月日　　令和　１２　年　１２　月　７　日

１．事業の範囲
（積替え又は保管を含まない）
①燃え殻（ｶﾄﾞﾐｳﾑ若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素若しくはその化合物、ｾﾚﾝ若しくはその化合物又はﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。）
②汚泥（水銀若しくはその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素若しくはその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ若しくはその化合物又は1,4-ｼﾞｵｷｻﾝを含むことのみにより有害なものに限る。）
③廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ若しくは1,4-ｼﾞｵｷｻﾝを含むことのみにより有害なものに限る。）
④廃酸（水素ｲｵﾝ濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素若しくはその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ若しくはその化合物又は1,4-ｼﾞｵｷｻﾝを含むことのみにより有害なものに限る。）
⑤廃アルカリ（水素ｲｵﾝ濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素若しくはその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ若しくはその化合物又は1,4-ｼﾞｵｷｻﾝを含むことのみにより有害なものに限る。）
⑥鉱さい（水銀若しくはその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素若しくはその化合物又はｾﾚﾝ若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
⑦ばいじん（水銀若しくはその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素若しくはその化合物ｾﾚﾝ若しくはその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ又はﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むものに限る。）
⑧感染性産業廃棄物
⑨廃石綿等
⑩廃水銀等
以上１０種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和７年12月８日：当初許可

５．積替え許可の有無　　有・(無)

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)